

山口県報

平成22年
5月21日
(金曜日)

目次

- 告示
小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間（水産振興課）……………
- 公告
大規模小売店舗舗立地法第六条第一項の規定による届出（二件）（商政課）……………



山口県告示第二百十五号

山口県漁業調整規則（昭和四十二年山口県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成二十二年五月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 対象船舶

山口県漁業調整規則第四十九条の表小型機船底びき網漁業の項三に掲げる海域を操業区域とする船舶（漁業法第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第六号）第一条第一項第二号に規定する手繰第二種漁業に使用する船舶に限る。）

二 申請期間

平成二十二年六月十八日から同年七月一日まで



（二六〇）大規模小売店舗舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十二年五月二十一日から同年九月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。
平成二十二年五月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク生野屋店
所在地 下松市大字生野屋五〇七の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
ゼオン山口株式会社 周南市那智町二番一号 橋本 清

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 おいて小売業を行う者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社丸久	変更前 藏澄 均	変更後 田中 康男
---	-------------------------------------	-------------	--------------

四 届出年月日

平成二十二年四月二十八日

五 変更年月日

平成二十二年四月七日

（二六一）大規模小売店舗舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十二年五月二十一日から同年九月二十一日までの間、山口県商工

労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年五月二十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジグラン岩国
所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 大内 健二
住所 代表者の氏名
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	徳田 邦明	大内 健二

- 四 届出年月日
平成二十二年四月二十八日
- 五 変更年月日
平成二十一年五月十一日

平成二十二年五月二十一日印刷発行

発行人所

山口県知事庁